特定建設工事共同企業体協定書(2JV)

(目的)						
第1条	当共同企業体は	は、次の事業を	共同連続	帯して営む る	ことを目	的とする	0
(1);	大牟田市発注に	係る大牟田市	<u></u> _				工事
(当記	該工事内容の変	変更に伴う工事	を含む。	以下「建	設工事 」	という。)	の請負
(2) ī	前号に附帯する	事業					
(名称)						
第2条	当共同企業体	は、				特定建設	上事共同企
業体(以下「企業体	」という。) と					
(事務	所の所在地)	(住所)				
	当企業体は、					lä	こ置く。
(成立	の時期及び解制	数の時期)					-
•	当企業体は、会	-	月	日に成立し	、建設工	事の請負	契約の履行
	月を経過する						
2 建設	工事を請け負	うことができ	なかった	ときは、当	企業体に	は、前項の	規定にかか
わらす	*、当該建設工	事に係る請負	契約が締	結されたE	に解散す	するものと	とする。
	員の住所及び名						
	当企業体の構成	, , ,	おりとす	ける。			
2,0 - 7,1							
	住	斩					
	組織						
	代表者氏名						
	1000 000	—					
	住	斩					
	組織	••					
	代表者氏名	_					
	1 010 11 10	Н					

(代表者の名称) (組織名及び代表者氏名)	
第6条 当企業体は、	を代表者とする。
(代表者の権限)	
第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業	体を代表してその権限
を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁	等と折衝する権限並び
に請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及	び当企業体に属する財
産を管理する権限を有するものとする。	
(構成員の出資の割合)	
第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし	、当該建設工事につい
て発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の	割合は変わらないもの
とする。	
組 織 名	<u>%</u>
組 織 名	%
	こう様代号が切送して
2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの	つえ備成貝か協議して
評価するものとする。	
(運営委員会)	4月/並ひった光スパーエ
第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、	
事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決 運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し	
連合に関する基本的がフ里安な事項に フバ C 励識の工機をしたるものとする。	ノ、
にあるのとする。 (構成員の責任)	
第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契	約その他の建設工事の
実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して	
(取引金融機関) (銀行名、支店名)	東山で見り ひのこうる
第11条 当企業体の取引金融機関は、	とし、共同企業体の

第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、共同企業体の 名称を冠した代表者名議の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、建設工事竣工の都度当該建設工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

- 第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。
 - (建設工事途中における構成員の脱退に対する措置)
- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち建設工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合に おいては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の 割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有 している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に 加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。 (構成員の除名)
- 第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、建設工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項 までを準用するものとする。
 - (建設工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)
- 第18条 構成員のうちいずれかが建設工事途中において破産又は解散した場合に おいては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。
 - (代表者の変更)
- 第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果た せなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者 の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。 (解散後のかし担保責任)
- 第20条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事につきかしがあったとき は、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。
 - (協定書に定めのない事項)
- 第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 1	計け	上記のとおり)
	1110		,

特定建設工事等共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するとともに1通を大牟田市に提出するものとする。

令和	年	月	H		
共同企業体の名称				特定建設工事共同企業体	本
		所 織 名 者氏名			Ćn
					- LJ
		所織名 老氏名			£Π